

お知らせ

『社会医療法人の認定について』 の一部改正について

◇医業経営・福利厚生部◇

この度、厚生労働省医政局長から表題について通知がなされました。

主な改正点は、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律において、社会医療法人で救急医療等確保事業に係る業務を行っている病院または診療所に係る不動産取得税、固定資産税および都市計画税の非課税措置が講じられたことを受け、固定資産税および都市計画税は市町村税であることから、都道府県は社会医療法人が認定された場合において、所在地の市町村にその旨を報告すること等の手続き等についてその改正内容を通知すること。

また、社会医療法人の認定取り消し時には、法人税等の課税問題が発生する可能性があり、十分に留意する必要があるというものです。

この改正通知書をご希望の場合は、電話011-231-1434・会員課までご連絡をお願いいたします。

北海道医師会サポートセンターのご利用について

◇情報広報部◇

北海道医師会サポートセンターでは、本会提供のメールアドレスに関するご相談だけでなく、パソコン操作やインターネット利用に関する質問対応も承っております。日頃のパソコン利用におけるちょっとした疑問点やトラブル対応の第一相談窓口として、お気軽にご利用ください。

お問い合わせ例

パソコンをMacに変えたら使い方がよくわからない・・・ご利用方法をご案内
プロジェクターでパソコンの映像を映したい・・・ご利用方法をご案内
光電話ってどうしたら使えるの・・・光電話についてご案内、取次ぎも可能
エクセルの使い方がよくわからない・・・一般的な使い方であればご案内可能
サポートに来てほしい・・・駆けつけ業者を手配します(有料となります)

お問い合わせ先：北海道医師会サポートセンター（平日 8:30～12:00、13:00～17:30）
OTEL： 011-738-3401 OE-mail： support@hokkaido.med.or.jp